

使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）とあるが、血友病等の患者とは具体的にどのような患者を指すのか。

（答）以下の患者を指す。

- ・「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年 7 月 24 日 健医発第 896 号）に掲げる疾患に罹患している患者であって、都道府県知事から受給者証の交付を受けているもの
- ・「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」（平成 26 年 12 月 18 日厚生労働省告示第 475 号）の第 9 表に規定する先天性血液凝固因子異常の区分に該当する疾病に罹患している患者であって、児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項に規定する小児慢性特定疾病に係る医療受給者証の交付を受けているもの
- ・自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条に規定する指定難病に係るものに限る）に罹患している患者であって、同法第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付を受けているもの
- ・これらの受給者証の交付に係る診断基準を満たす状態（児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度に該当する 18 歳以上 20 歳未満の者を含む。）にあることを医療機関において確実に診断された者であって、出血傾向の抑制の効能若しくは効果を有する薬剤の使用が必要と医師により診断されたもの

【薬剤料】

問 21 小児におけるアナフィラキシーに対して用いるアドレナリン点鼻液（ネフイー点鼻液 1 mg 及びネフイー点鼻液 2 mg）について、一度に複数瓶を処方することは可能か。

（答）可能。添付文書の「効果不十分な場合には、1 回目の投与から 10 分以降を目安に、2 回目の投与ができる。」という記載に鑑みて、原則として 2 瓶まで認められる。

【入院時食事療養等に係る特別食加算（嚥下調整食）】

問 22 「疑義解釈の送付について（その 2）」（令和 8 年 4 月 1 日事務連絡）別添 1 の問 143 で示された特別食加算（嚥下調整食）の施設基準の責任者要件に係る「嚥下調整食に関する専門的な知識・技術を有する管理栄養士を養成することを目的とした 10 時間以上の研修」とは、具体的にどのような

うなものがあるか。

(答) 現時点では、以下の研修が該当する。

- ・日本栄養士会が主催する「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会」
- ・日本健康・栄養システム学会が主催する「特別食加算（嚥下調整食）対応：適切な嚥下調整食提供のための研修」